

県有施設におけるE V充電設備導入に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、県が所有する施設に、E Vが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「E V充電設備等」という）を導入するにあたり、E V充電設備等を設置する事業者について、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 概要

（１）内容

別紙「県有施設におけるE V充電設備導入に係る業務仕様書（案）」（以下、「仕様書案」という。）のとおり

（２）期間

業務の期間は、E V充電設備等の運用開始後8か年が経過した日が属する年度の末日までの期間とします。ただし、本県との協議により、期間を延長することとなった場合は、この限りではありません。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

（１）単独企業

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- ② 富山県庁での対面又はWEB会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること
- ③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑤ 本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑨ 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(2) 共同企業体

- ① 共同企業体の代表者が、(1) ① ～ (1) ③に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ② 各構成員が (1) ④ ～ (1) ⑨に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務に係る協定の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的 イ 共同企業体の名称 ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称 オ 代表者の権限 カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任 ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任 サ 取引金融機関 シ その他必要な事項

4 質問の受付及び回答

質問については、質問書（様式第1号）により提出してください。

- (1) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達確認をしてください。）
- (2) 提出先 富山県知事政策局政策推進室カーボンニュートラル推進課
E-Mail : aseisakusuishin@pref.toyama.lg.jp
電話番号：076-444-9676（直通）
- (3) 提出期限 令和7年5月9日（金）17時（必着）
- (4) 回答 令和7年5月13日（火）までに、参加者の独自企画に関わることを除き、富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページに掲載します。
- (5) その他 次の質問については、受け付けません。
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない設問

5 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式第2号）
- (2) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達確認をしてください。）
- (3) 提出先 4（2）に同じ
- (4) 提出期限 令和7年5月16日（金）17時（必着）
- (5) その他 参加申込後に参加を辞退する場合は、令和7年5月21日（水）17時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第1号）

② 企画提案内容（任意様式。ただし、A4判30ページ以内とする。）

別紙仕様書案、審査基準及び採点表を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・別紙仕様書案を踏まえた企画の内容、業務スケジュールを示すこと。
- ・国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
- ・設置希望場所については、公表情報等に基づき、整備方針（仮案）を示すこと。施設の駐車場区画等を十分に考慮するとともに、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備の規模を企画し、その設備の仕様や設置口数などを示すこと。
- ・利用料金、利用システムについて示すこと。
- ・業務実施期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- ・その他、仕様書に記載された内容以外に追加可能な企画提案があれば積極的に記載すること。

③ 業務実施体制（任意様式）

以下の内容を記載してください。

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制などを記載してください。
- ・本委託業務に関連する事業の実績があれば、当該事業の概要を記載してください。

④ 参加者の概要（会社概要等）がわかる資料（任意様式）

共同企業体の場合は、各構成員の概要がわかる資料も提出してください。

(2) 提出方法

電子メール（PDF形式で添付。必ず電話で到達確認をしてください。）

なお、ファイルの合計容量が20MBを超える場合は事前にご連絡ください。

(3) 提出先 富山県 知事政策局 政策推進室 カーボンニュートラル推進課

E-Mail : aseisakusuishin@pref.toyama.lg.jp

電話番号：076-444-9676

(4) 提出期間 令和7年5月22日（木）正午まで（必着）

(5) 提出に当たっての注意事項

提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできません。

7 審査方法

(1) 審査方法

審査は、上記6で提出された企画提案書等の書面について、審査員が別紙「県有施設における公共用EV充電設備導入に係る公募型プロポーザル企画提案書審査基準及び採点表」に基づき、審査員ごとに採点を行い、各審査員の採点の平均点が最も高い1者を選定し、候補者とします。

ただし、各審査員の採点の平均点が、満点の60パーセントを満たす企画提案者がいなかった場合には、この限りではありません。また、いずれかの審査項目において、不可と判断さ

れた場合は失格とします。

また、プレゼンテーション審査は行いません。

(2) 審査結果通知

審査結果は、参加者に後日書面で通知するとともに、候補者の名称等を富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページで公表します。

なお、審査結果に関する質問については回答しません。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 他の参加者と、企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

8 協定の締結

県は、選定された候補者と、本業務を円滑に実施するため、協定を締結するものとします。

9 その他

- (1) 提出する案は、提案者1者につき1案とします。
- (2) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

10 スケジュール

令和7年4月25日（金）	公募開始（県ホームページに実施要領等掲載）
令和7年5月9日（金）17時	質問の提出期限
令和7年5月13日（火）まで	質問への回答（県ホームページに掲載）
令和7年5月16日（金）17時	参加申込期限
令和7年5月21日（水）17時	参加辞退期限
令和7年5月22日（木）正午	企画提案書等の提出期限
令和7年5月中（予定）	候補者の選定